

**公 告**  
**(参加意思確認公募)**

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下「JICA 北海道」という。）が、2019年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA 北海道研修業務課（電話：011-866-8393、担当：川島）宛にお願い致します。

2019年4月5日

独立行政法人国際協力機構  
（北海道センター）  
契約担当役 所長 齊藤 顕生

## 2019年度課題別研修「児童の学び改善のための初等算数教授法」コースに係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下、「JICA 北海道（札幌）」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた初等教育分野の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を到達するべく、初等教育における算数教授法の確立のために必要な知識や技術にかかる研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、国立大学法人北海道教育大学（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。上記特定者は、2000 年度より 19 年間にわたり、当該分野にかかる国別、課題別研修コースを受託し、対象国の教育制度の実状に合わせた研修プログラムの提案、講師（内部講師を含む）や実習先、視察先の選定、研修員に対するファシリテーション等、JICA 研修事業を円滑に実施するための組織体制を備え、かつ実施経験を豊富に有している。さらに、上記特定者はサモアでの草の根技術協力での実績もあることから、途上国の教育現場の実状に合わせた研修プログラムの提案や講義・視察における説明が可能となっていること等、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1. 業務内容

- (1) 業務名 : 2019 年度課題別研修「児童の学び改善のための初等算数教授法」コース
- (2) 業務の目的 : 上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (3) 業務内容 : 研修委託業務概要（別添 A）のとおり
- (4) 履行期間 : 2019 年 7 月下旬から 2019 年 12 月下旬まで（予定）

## 2. 応募要件

### (1) 基本的要件

- ① 公示日において、平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。その場合は、次の書類を添付すること。（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）

- ・ 資格審査申請書

（[http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind\\_examine.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)）

- ・ 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 か月以内のもの）
- ・ 財務諸表（直近 1 か年分、法人名および決算期間が記載されていること）
- ・ 納税証明書（その 3 の 3、発行日から 3 か月以内のもの）（写）

- ② 独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則第 4 条 1 項の規定に該当しない者。

具体的には会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」

（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。

具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア.提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ.役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。）

ウ.反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ.提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ.提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ.提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ.提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク.その他、提出者が地方自治体の定める暴力団の排除の推進に関する条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の資格、認証等を有すること。

案件受託上の条件として、2019年度案件を第1回目として受託し、2021年度まで計3回の同一案件を受託可能であること。なお、2019年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2021年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結する。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間 ※注 1	2019 年 4 月 5 日（金）午前 10 時から 同年 4 月 26 日（金）午後 5 時まで
	提出場所	JICA 北海道（札幌）研修業務課
	提出書類	参加意思確認書 等必要書類 1 部 ※注 2
	提出方法	持参または郵送（書留としてください）
(2) 審査結果の通知	通知日	2019 年 5 月 10 日（金）
	通知方法	当センターホームページへ掲載
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 北海道（札幌）研修業務課
	請求方法	持参または郵送（書留としてください）
	回答予定日	2019 年 5 月 17 日（金）
	回答方法	郵送

#### ※注 1：提出期間

送付（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、正午から 14:00 までを除いた上記時間に、提出場所へ持参すること。

#### ※注 2：提出書類

##### A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（別添 B）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

##### B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（別添 B）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 資格審査申請書

([http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind\\_examine.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf))

- 3) 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 か月以内のもの）
- 4) 財務諸表（直近 1 か年分、法人名および決算期間が記載されていること）（写）
- 5) 納税証明書（その 3 の 3、発行日から 3 か月以内のもの）（写）

#### 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：JICA 北海道（札幌）研修業務課

以上

## 2019 年度課題別研修「児童の学び改善のための初等算数教授法」コース 研修委託契約業務概要

### 1. 当該研修コースの概要

- (1) 研修コース名  
2019 年度課題別研修「児童の学び改善のための初等算数教授法」コース
- (2) 技術研修期間（予定）  
2019 年 9 月 4 日（水）～2019 年 10 月 4 日（金）
- (3) 研修目的（案件目標）  
初等教育機関の教員が、児童の学習意欲を促す算数授業および学習指導案の作成技術を向上させることができる。
- (4) 研修の到達目標（単元目標）
  - 1) 日本の教育制度についての知識習得、および研修参加各国との教育制度の比較を通じ、教員研修制度について理解を深め、自国で実施可能な研修形態について改善点を示すことができる。
  - 2) 日本の初等教育の現場を視察し、学校のしくみと役割、地域社会のつながりなどについて理解を深め、自国で適用できるアクションプランの構想を練ることができる。
  - 3) 日本の算数授業を観察し、理解を深めることで、児童主体の学びを促す授業計画を具体化できるようにする。
  - 4) 小学校での実習を通して、児童主体の学び促進に向けて授業を改善することができる。
  - 5) 修得した知識やスキルを活用し、より良い授業実践のための活動を研修員の所属組織に伝えるアクションプランを作成する。
- (5) 研修内容
  - 1) 研修項目
    - 【講義】日本の子供の現状、日本の教育制度と教育行政、日本の教員研修制度、日本の初等教育と小学校現場、学習支援制度、コミュニティースクールの役割、学習指導案、算数科授業づくり、算数科カリキュラム体系、算数科教材研究等
    - 【視察】小学校、教育行政機関、教育研究機関、教育施設等
    - 【実習】授業観察、学習指導案作成、研究授業、アクションプランの作成指導等

## 2) 研修方法

- 講義・実習
- 視察・研修旅行

※主な研修実施場所としては、北海道内を想定。

## 3) 研修附帯プログラム（当機構が実施するプログラム）

- 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に実施する。

## (6) 研修員

「児童の学び改善のための初等算数教授法」コース

- ① 定員 : 8名
- ② 研修対象国 : 6カ国  
(ジブチ、セネガル、ニジェール、ハイチ、ブルキナファソ、モロッコ)
- ③ 研修対象者 : 初等教育機関において5年以上の算数科の教員経験を有する、学校教育改善責任者である教育行政官、初等教育機関の主任教員、教員養成機関の教員いずれかに該当する者

## 2. 委託業務の範囲及び内容

### (1) 研修実施全般に関する業務

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ 研修員選考への助言
- ⑤ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員との調整・確認
- ⑦ コースオリエンテーションの実施
- ⑧ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握
- ⑩ 各種発表会の実施
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑫ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑬ 評価会への出席、実施補佐
- ⑭ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 反省会への出席
- ⑯ 講義、見学の評価

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（翻訳依頼、印刷、著作権処理を含む）
- ⑤ 講師謝金の支払い
- ⑥ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑦ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ① 業務完了報告書作成（教材の著作権処理報告含む）、経費精算報告書作成

(5) 留意事項

- 当機構は、本研修コース実施にあたって、仏語の研修監理員を配置予定です。研修監理員は、講義、演習及び見学・研修旅行時の通訳を兼務します。
- 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行は、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上

## 参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構  
北海道センター  
契約担当役 所長 齊藤 顕生

提出者 干  
住所  
団体名  
代表者役職・氏名 印  
担当者部署・役職・氏名  
連絡先 メールアドレス  
TEL

2019年度課題別研修「児童の学び改善のための初等算数教授法」コースに係る公募において応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので公募参加確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※ 組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）

#### 2 応募要件

(1)平成28・29・30年度全省統一規格を有する場合、同資格審査結果通知書（写し）を添付してください。同資格検査結果通知を有していない場合は、次の書類を添付してください。

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)

- ・資格審査申請書
- ・登記事項証明書（写）  
（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3か月以内のもの）
- ・財務諸表（直近1か年分、法人名および決算期間が記載されていること）
- ・納税証明書（その3の3、発行日から3か月以内のもの）（写）

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

(2) その他の要件：無

以 上